

参考様式6（第7条関係・公表用）

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称：第2次美里町総合計画・美里町総合戦略 第3期基本計画（案）

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用 有無	理 由	
1	<p>計画案2ページ(3) 計画の構成</p> <p>「美里町総合戦略」を「総合計画」の基本計画と一緒に一体で策定するとしているが、その具体的な方法や手続きが不明確である。</p> <p>(1) 国の総合戦略(5年改訂)のどの版を勘案したか。</p> <p>(2) 新しい国の戦略が出た場合の反映方法が不明。</p> <p>(3) 「まち・ひと・しごと創生法」第10条第2項各号で定める項目の記載がない理由の説明を求める。</p>	有	<p>2ページ「(3) 計画の構成」「イ美里町総合戦略 美里町における「地方版総合戦略」」の記述について誤りがありましたので修正いたします。</p> <p>各ご質問については次のとおりです。</p> <p>(1) 本計画については、令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」の内容を勘案し、策定作業を行っております。</p> <p>(2) 現在、国では「地方創生2.0基本構想」で示した方針を踏まえ、具体的な施策を記述した「総合戦略」を令和7年内に策定するとしています。現状では、「地方創生2.0基本構想」で示された内容に大きな変更は生じないものと考えております。</p> <p>(3) まち・ひと・しごと創生法第10条第2項第1号に定める目標については、基本構想の1将来自目標(15ページ)の記</p>	<p>(修正前)</p> <p>「美里町総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」である「地方版総合戦略」に当たり、「美里町総合計画」<u>の基本計画</u>と一緒に一体的に策定します。</p> <p>(修正後)</p> <p>「美里町総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」である「地方版総合戦略」に当たり、「美里町総合計画」と一体的に策定します。</p>

		<p>述内容となります。</p> <p>同法第10条第2項第2号に定める市町村が講るべき施策に関する基本的方向については、基本構想の2将来目標の実現に向けた基本的方向（15ページ～18ページ）の記述内容となります。</p> <p>同法第10条第2項第3号に定める市町村が講るべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項は、基本計画（20ページ～99ページ）の記述内容となります。</p>	
2	<p>計画案3ページ　3目標年度と計画期間 2040年度の将来目標を達成するための計画期間ごとの具体的な中間目標（KPI）が存在しない。過去の審議会で指摘されたバックキャスティングの考え方方が反映されていない理由の説明を求める。</p>	無	<p>2040年度の将来目標の実現に向け、22ページにおいて第3期計画期間の施策展開を記述しております。また、24ページの4心わきたつ未来目標では、第3期計画期間における7つの「心わきたつ未来目標」を設定しております。</p> <p>第3期計画期間において、これらの取組を推進することで、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の後半の計画期間へと確実につなぎます。</p>

3	<p>計画案5ページ 6前計画の取組 (1)目標人口達成に向けた取組概要 ア 目標人口と社人研推計人口の比較</p> <p>前計画の成果として「目標人口と社人研推計人口の比較」を示すのは、実績値ではないため不適切である。</p> <p>実績である宮城県推計人口との比較（現計画の目標人口を下回っている）を行い、かい離要因を分析し、対応策を新計画に反映するべき。</p>	有	<p>ご意見を踏まえ、5ページ「6前計画の取組」「(1)目標人口達成に向けた取組概要」「ア 目標人口と社人研推計人口の比較」の記述内容を修正いたします。</p> <p>(修正前)</p> <p>ア 目標人口と<u>社人研</u>推計人口の比較</p> <p>令和7年(2025年)における町の目標人口と社人研の推計人口を比較した場合、町の目標人口22,610人に対し、社人研の推計は22,587人となり、総数では同水準にありますが、年齢階層別で比較した場合にはかい離が生じている状況にあります。</p> <p>主に若年世代のかい離が大きい傾向にあり、目標人口達成には若年世代の獲得に向けた施策展開の重要性が示唆されます。</p> <p>(修正後)</p> <p>ア 目標人口と<u>各</u>推計人口の比較</p> <p>令和7年(2025年)における町の目標人口と、社人研<u>及び宮城県の推計人口</u>を比較した場合、町の目標人口22,610人に対し、社人研の推計人口は22,587人、<u>宮城県の推計人口は22,373人(令和7年10月時点)</u>となり、総数では同水準にありますが、年齢階層別で比較した場合にはかい離が生じている状況にあります。</p> <p>主に若年世代のかい離が大きい傾向</p>
---	--	---	---

				にあり、目標人口達成には若年世代の獲得に向けた施策展開の重要性が示唆されます。 ※図2、図3に宮城県推計人口(10月1日基準)を追加修正
4	<p>計画案6ページ 6前計画の取組</p> <p>(1)目標人口達成に向けた取組概要</p> <p>イ 自然的要因に対する取組</p> <p>ウ 社会的要因に対する取組</p> <p>(1)自然的要因・社会的要因に対する取組において、計画に基づくマネジメント(PDCA)の体制と具体的な手順が不明確である。特に出生率の地域差(美里町の合計特殊出生率が低いこと)について、町は把握していたはずだが、計画案や審議会資料に考察が全く記載されていない。</p> <p>(2)「合計特殊出生率 1.8」という目標は、地域の実情や実現可能性を考慮していないため、関係者のモチベーションを低下させる恐れがある。過去 10 年の推移から見て、現行の目標人口は達成が困難であり、実現可能性のある目標を設定すべき。</p>	無	<p>出生率や転出入などの自然的・社会的要因については、人口動向の把握に努めるとともに、必要に応じて要因分析を行い、各施策の改善につなげていくこととしています。特に出生率の地域差については、状況の把握を進めながら、子育て支援や移住・定住施策など、関連する取組の検証に活用していく考えです。</p> <p>PDCA の具体的な手順や詳細な分析については、実施計画や個別施策の進捗管理の中で整理していくこととしています。</p>	

5	<p>計画案7ページ 7主要課題 (2)教育環境の充実と人材育成</p> <p>本項目でも教職員の能力アップとその手法についても記載するべきである。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、教員の指導力アップは重要であると考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、具体的な施策展開について37ページ基本計画「施策7学校教育の充実」「7-3施策の展開」に記述内容を追加いたします。</p> <p>なお、教員の指導力アップの手法については、宮城県教育委員会が定める教職員研修計画に基づく取組を進めるとともに本町独自の教職員研修を実施していく考えです。</p>	<p>(修正前)</p> <p>①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、自ら学び続ける児童生徒を育成するため、令和5年度に策定した授業づくりの指針である「美里町授業づくりスタンダード」に基づき、町内各校で授業改善に取り組みます。また、小学校3年生以上及び中学校の1・2年生を対象に学力調査を実施し、その結果が反映されたドリル教材等を活用することで、児童生徒一人一人の学習到達度に合わせた個別学習を充実させ、基礎学力の向上や理解の深化を図ります。</p> <p>(修正後)</p> <p>①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、自ら学び続ける児童生徒を育成するため、令和5年度に策定した授業づくりの指針である「美里町授業づくりスタンダード」に基づき、町内各校で授業改善に取り組みます。また、小学校3年生以上及び中学校の1・2年生を対象に学力調査を実施し、その結果が反映されたドリル教材等を活用することで、児童生徒一人一人の学習到達度に合わせた個別学習を充実させ、基礎学</p>
---	---	--	---

				力の向上や理解の深化を図ります。 <u>これらの指導に必要な教員の指導力向上の取組を進めます。</u>
6	<p>計画案7ページ 7主要課題 (2)教育環境の充実と人材育成</p> <p>「人材育成の強化」とあるが、教育環境の整備のみでは人材は育たないと考える。教育環境整備が人材育成の強化につながった客観的な成果を示してください。</p>	無	<p>本項目では、現計画期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）の取組を振り返り、今後の展開を述べているもので、今後の取組の方向性については、12ページ「7主要課題」「(2) 教育環境の充実と人材育成」で記述し、具体的な施策については、基本計画の中で記述しております。今後、これまでの取組を踏まえ、「人材育成の強化」を進めてまいります。</p>	
7	<p>計画案7ページ 7主要課題 (2)教育環境の充実と人材育成</p> <p>「少子化を見据え教育環境のあり方の検討が必要」とあるが、どのような環境整備を行っていくのか教えてください。</p>	無	<p>本項目では、現計画期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）の取組を振り返り、今後の展開を述べているもので、今後の取組の方向性については、12ページ「7主要課題」「(2) 教育環境の充実と人材育成」で記述し、具体的な施策については、基本計画の中で記述しております。「少子化を見据えた教育環境のあり方」については、新しい計画期間の中で検討を進め方向性を定めてまいります。</p>	

8	<p>計画案15ページ 基本構想</p> <p>1 将来目標(2)目標人口</p> <p>自然的要因と社会的要因の目標値はいくらか。</p>	無	<p>自然的要因については出生率の回復を、社会的要因については転入超過の実現を目指としています。具体的な数値検証は、令和7年国勢調査の結果等を踏まえ実施する予定です。</p>	
9	<p>計画案15ページ 基本構想</p> <p>1 将来目標(2)目標人口</p> <p>2040年の目標人口（19,306人）が現行計画から据え置かれているが、現時点の推計人口が既に現計画の目標人口（22,610人）や自然体推計人口（22,587人）を下回っている。この状況で目標を据え置く目的が理解できない。</p>	無	<p>目標人口は、2040年を目標年次とした長期的な人口ビジョンとして、第2次総合計画策定時に設定したものです。長期指標であるため、短期間の人口動向のみで達成可能性を評価するものではなく、子育て支援や移住・定住施策など、総合的な取組を継続していく中で検証していく指標と位置づけています。</p> <p>ご指摘のとおり、残された計画期間が短くなっていくことから、目標値の妥当性について検討すべきとの考え方もあるものと認識しています。</p> <p>一方で、目標人口は長期指標であり、短期間の人口動向のみで見直す性質のものではないため、現時点では設定を据え置くこととしたものです。</p>	

10	<p>計画案15ページ 基本構想 1 将来目標(2)目標人口</p> <p>2040年の目標人口（19,306人）は、計画期間終了までに国勢調査の確定値が公表されないため、PDCAサイクルを回すための管理目標として不適切である。</p>	無	<p>ご指摘のとおり、国勢調査と総合計画の周期は一致しません。このため、年度ごとの進捗管理については、宮城県推計人口など毎年把握可能な統計を補完的に用いることで対応していくこととしています。</p>	
11	<p>計画案17ページ 基本構想 2 将来目標の実現に向けた基本的方向 (2)各分野における取組の基本的方向 イ教育・文化</p> <p>「子どもたちが将来にわたり社会で力強く生き抜くための「生きる力」を育むため」とあるが、今後、子どもたちに求められるのは、社会に貢献する人材となることが重要だと考える。「社会に貢献し、力強く生き抜くための」とすべきではないでしょうか。</p>	無	<p>「生きる力」とは、変化の激しい社会を生きるために必要な「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく身につけていくことにより育まれるものであり、学校教育の基本となるものであります。</p> <p>ご意見いただいた「社会に貢献する人材」の育成は「生きる力」の基盤を身につけたうえで育成すべき重要なものの一つであり、本計画の基本計画等を推進する中で育んでまいります。</p>	

12	<p>計画案17ページ 基本構想 2将来目標の実現に向けた基本的方向 (2)各分野における取組の基本的方向 イ教育・文化 「基礎学力の定着」とあるが、基礎学力に限定するのか疑問です。基礎学力に限定せず、学力全般とすべきです。</p>	無	<p>記述内容の趣旨としましては、「基礎学力の定着」を基盤とし、その上に様々な学びによる学力向上を推進していくというものであり、総合的な学力向上を意図しているものであります。</p>	
13	<p>計画案17ページ 基本構想 2将来目標の実現に向けた基本的方向 (2)各分野における取組の基本的方向 イ教育・文化 「少子化の進行を見据え、地域との協働による学校運営を進めるとともに、教育環境のあり方についても、より効果的・持続的な視点から検討を重ねていきます。」とあるが、学校教育で求められているのは、施設の充実だけではないはずです。教員の能力アップではないでしょうか。また、教員の習熟度評価に、研修会の回数や参加人数を指標とするのではなく、生徒の学力アップに資する客観的指標を入れるべきではないか。</p>	無	<p>ご意見のとおり、施設の充実だけではなく様々な取組を効果的かつ効率的に実施していく必要があります。 教職員の能力アップとその手法に対する取組については、宮城県教育委員会で策定し、実施している教職員研修計画に基づき取り組まれていくものですが、本町独自の教職員研修についても必要に応じて実施し、能力の向上に努めてまいります。 また、教員の習熟度評価は、宮城県教育委員会で定めた基準に基づき行われるものであり、本計画における児童生徒の学力アップに関する指標は、全国学力・学習状況調査の結果を指標として活用することとしております。</p>	

14	<p>計画案29ページ 基本計画 施策2地域公共交通を充実するための対策 2－3施策の展開 仙台からの終電電車を深夜0時15分にするよう記載してほしい。</p>	無	<p>本計画では、JR各線の利便性向上に向け、県・沿線自治体・JRと連携しながら要望活動を行う方向性を示しています。終電時刻のような具体的なダイヤ設定は、鉄道事業者の判断により決定される事項であるため、本項目への記述追加は行わないこととしています。</p>	
15	<p>計画案30ページ 基本計画 施策3再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進 3－2現状と課題 太陽光発電設備の導入について、本当に将来の子どもたちに禍根を残さないでしょうか。</p>	無	<p>脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用は重要であると考えます。公共施設への太陽光発電設備の導入については、更新時の適切な処分方法を含め、環境負荷に配慮した対応を行ってまいります。</p>	
16	<p>計画案32ページ 基本計画 施策4地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策 4－2現状と課題 「男女が性別にかかわらず対等に社会に参画し、責任と利益を分かち合う社会を目指す取組の推進が求められています。」とあるが、私の周りではそのような声は聞こえていない。何か政治的な思惑があるのでしょうか。そんなことは本町では必要ありません。自然体で行きまし</p>	無	<p>男女共同参画社会の形成は、男女共同参画基本法に基づき、地方公共団体に推進が求められている事項です。性別によらず社会参加の機会が確保される環境づくりは重要であると考えます。</p>	

	よう。			
17	<p>計画案32ページ 基本計画 施策4 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策 4-2 現状と課題</p> <p>「L G B T Q をはじめ、障害のある方、外国人などが互いに人権を尊重し、一人一人が活躍できる地域社会を実現することが求められています。」とあるが、美里町の住民は、そのような意地悪い人の集まりではない。文言として不要ではないか。</p>	無	<p>誰もが互いに尊重され、安心して生活できる地域社会の実現は、国の法制度においても地方公共団体の責務として位置付けられています。多様性の尊重は町の基本的な姿勢として重要であると考えます。</p>	
18	<p>計画案32ページ 基本計画 施策4 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策 4-2 現状と課題</p> <p>「住民が地域課題に自ら向き合い、課題解決のために行政と協働しながら主体的に取り組むことが重要となっています。」とあるが、その中心となるのは行政区長であり、行政区長の人柄が大切ではないか。そのため、行政区長の選出について項目をつくり「地域のみんなが気持ちよく参加・活動・協働が中心で活動できる</p>	無	<p>地域の課題解決には、行政区長のみならず地域に住む多くの住民の地域活動への参画が必要であると考えます。</p> <p>行政区長については、当該行政区住民の推薦による者への委嘱を基本としています。また、現在のところ処分の規則の制定は考えておりません。</p>	

	人物を積極的に配置するための仕組みを作ります」という文言を入れるべきである。また、行政区長が適正に職務を行わない場合の処分の規則を制定すべきである。			
19	計画案35ページ 基本計画 施策6非核・平和社会の理念の継承 6-2 現状と課題 戦争や原爆の悲惨さを殊更に強調する必要はないのではないか。誰でも戦争は嫌ではあるが、いざと言う時に立ち上がる者がいなからず、大変なことになる。もう十分に目的を果たした施策ではないか。また、本施策の成果については、客観的な数値で示してください。	無	平和の尊さを次世代に伝えていくことは重要であり、学校教育や啓発事業を通じて継続して取り組む必要があると考えます。成果指標として、事業参加者数等を設定し、進捗管理を行ってまいります。	
20	計画案35ページ 基本計画 施策6非核・平和社会の理念の継承 6-2 現状と課題 原爆に派生して、町は脱原発を掲げているが、脱炭素時代に対応して、原発の高度利用につなげる施策も必要ではないか。また、住民が電気代の高騰で苦しむ中で、電気代の高騰に対し支援を行うべき	無	町の一部は原子力発電所の緊急時防護措置準備区域に位置しており、住民の安全確保の観点から、脱原発社会の実現を方針としています。電気料金等の物価高騰対策については、国の動向を踏まえながら対応を検討してまいります。	

	ではないか。			
21	<p>計画案7 1ページ 基本計画 施策2 2農地流動化の促進 2 2－3 施策の展開</p> <p>項目を追加し「会社組織でも農地の取得ができるように法律の改正に先頭だって努力する。」という文言を入れるべきである。</p>	無	<p>会社組織の農地取得については、農地所有適格法人の要件を満たすことで可能となっております。</p>	
22	<p>計画案8 3ページ 基本計画 施策2 7安全、安心な防災体制を確立するための対策 2 7－3 施策の展開</p> <p>①と②の間に、項目を追加し「水害やその他の災害に備えて、逃げ道の確保のため、交差点に接続する道路の整備を図る。」という文言を入れるべきである。</p>	無	<p>災害時における避難経路については、被害状況により変化することから、状況に応じた避難経路の選択が必要となります。継続的な道路管理を行うことで、避難経路の確保を図ってまいります。</p>	
23	<p>計画案8 4ページ 基本計画 施策2 8安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策</p>	無	<p>災害時における避難経路については、被害状況により変化することから、状況に応じた避難経路の選択が必要となります。継続的な道路管理を行うことで、避難</p>	

	28－3 施策の展開 項目を追加し「水害やその他の災害に備えて、逃げ道の確保のため、交差点に接続する道路の整備を図る。」という文言を入れるべきである。		経路の確保を図ってまいります。	
24	計画案87ページ 基本計画 施策29 安全・安心な生活環境の整備 29－3 施策の展開 項目を追加し「国道や県道であっても、関係ないと言わず誠心誠意整備実現に努力する。」という文言を入れるべきである。	無	国道及び県道については、関係機関への要望活動を通じ、整備及び適切な維持管理を求めてまいります。	
25	計画案89ページ 基本計画 施策31 水道水を安定して供給するための対策 31－3 施策の展開 「水道事業経営戦略の見直しを行い、中・長期を見据えた持続可能な事業運営に向けて、広域化や事務の共同化による事務事業の効率化、経営の健全化を推進します。」とあるが、「経営の健全化を推進し、料金の低減を致します。」と追記すべきである。 宮城県の広域水道の料金が下がり、自前の浄水場を持つ環境で料金が高止まり	無	水道事業を取り巻く環境については、給水人口の減少に伴う水道料金収入の減少や施設の老朽化による更新投資の増加が見込まれています。水道事業経営戦略の見直しを行い、水道事業会計の経営状況を踏まえた適切な料金設定を行ってまいります。	

	しているのはなぜか、説明が必要では。		
26	<p>計画案93ページ 基本計画 施策33行政運営の効率化とDXの推進 33-2現状と課題</p> <p>項目を追加し「③【美里町職員のためのコンプライアンス・ガイドライン】を町民目線での規則として制定し、美里町職員としての更なるコンプライアンスの維持と発展を図ることとする。」の文言を入れるべきである。</p>	無	<p>町では「美里町職員のコンプライアンス規程」を定め、職員の服務上必要な事項等を規定しております。また「美里町職員のためのコンプライアンス・ガイドライン」においては、職員の行動指針として、町民に安心感・信頼感を持ってもらえる快い応対について規定しております。</p> <p>引き続き、職員のコンプライアンスの遵守に取り組んでまいります。</p>
27	<p>計画案93ページ 基本計画 施策33行政運営の効率化とDXの推進 33-2現状と課題</p> <p>項目を追加し「④最近、カスハラだと称して町民の聞く権利を、ブロックするような職員が現れています。カスハラ対策について明文化して規則化を行い、職員の勝手なこの種の行動を規制する必要が在るので規則を制定する。」の文言を入れるべきである。</p>	無	<p>カスタマーハラスメントについては、法律により、今後地方公共団体においてもその対策が義務付けられことになりました。カスタマーハラスメントは、職員の心身を疲弊させるだけでなく、職員の就業環境の悪化が行政の停滞を招きかねず、ひいては住民サービスの低下につながりかねないものであることから、国のガイドライン等に基づき適切な対応を行ってまいります。</p>

28	<p>誰が、何のために、どのように使う計画なのかという策定目的が明確になっていない。</p> <p>公表資料には「前例に従い、期間が終了したから策定する」という説明しかない。</p>	無	<p>美里町総合計画・美里町総合戦略は、町が行政運営を行うに当たり、“まちづくり”を総合的かつ計画的に取り組むための基本指針として策定するものです。</p> <p>本計画に基づき、美里町の将来像の実現に向け各施策を展開してまいります。</p>	
29	<p>総合計画を町の最上位計画とするならば、法的根拠（条例等）でその位置付けを規定することで、実効性と信頼性を向上させるべき。</p> <p>町は法令上の義務がないとして条例化を不要としているが、地方自治法に基づき条例化は可能であり、公正性・透明性を担保するため、策定手続きを条例で明確化することを検討すべき。</p>	無	<p>現在のところ、総合計画の条例等による位置づけは考えておりません。策定手続や公正性・透明性の確保については、審議会やパブリックコメント等を通じて適切に対応してまいります。</p>	
30	<p>合併の検証を必ず行うこと。合併から20年を迎えるにあたり、広く大きな視野で将来を語るために、合併の検証を行わなければなりません。人口減少と労働力不足に直面しています。</p> <p>合併にあたっては新幹線の駅と高速道路のインターチェンジを取り込むことを視野に入れなければならないと考えています。そうした視点に立つと大崎市との合流を目指すべきとなります。一方、涌谷</p>	無	<p>合併に際しては、美里町建設設計画を策定し、新町の一体化に向けた取組を進めてきました。本建設設計画は、東日本大震災の影響により期間を延長し、令和7年度を終期としております。このため、令和8年度以降に合併の検証を進めていくこととしています。</p>	

	町はこの20年間でしっかりと力をつけて感じています。両者をよく検証し、恐れず意見を出し合うことが必要です。		
31	<p>下水道事業、都市計画、都市計画税課税について、抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>下水道使用料については、平成20年の料金改定で公共下水道と農業集落排水が同一使用料となったが、都市計画区域と区域外で税負担に差が生じている。加えて、今般、集合処理から個人設置型合併浄化槽設置に変更になった地区については、課税の不公平が広がったものと考える。</p> <p>住民懇談会の場においても、本年12月議会で都市計画税条例を廃止し、昭和45年の都市計画税課税以来何ら都市計画事業の恩恵に浴することなく終わる地区に、来年度に5年分の税の還付をすべきであると問題提起している。</p>	無	<p>下水道施策については、地域特性等に応じた下水道施設の早期整備を推進してまいります。</p> <p>なお、ご意見のありました都市計画税の取扱いについては、都市計画事業の内容や地域状況を整理したうえで、都市計画マスタープランの改定と併せて検討を進めてまいります。</p>